

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年3月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月8日

山形県監査委員 加 賀 正 和
 山形県監査委員 小 松 伸 也
 山形県監査委員 柴 田 優
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関9箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
山形職業能力開発専門学校	令和8年3月3日	柴田委員	—
北村山高等学校	令和8年3月10日	柴田委員	—
朝日少年自然の家	令和8年3月13日	加賀委員	柴田委員
天童高等学校	令和8年3月13日	加賀委員	柴田委員
山形豊学校	令和8年3月13日	加賀委員	柴田委員
上山高等養護学校	令和8年3月13日	加賀委員	柴田委員
博物館	令和8年3月13日	小松委員	海老名委員
霞城学園高等学校	令和8年3月13日	小松委員	海老名委員
山形養護学校	令和8年3月13日	小松委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて

て、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 北村山高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計380,776円

主な事例は以下のとおり

建物および植栽の雪囲い片付け業務

完了日 令和6年4月25日

請求書受理日 令和6年10月30日

支払日 令和6年11月13日

支出額 361,900円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの(北村山高等学校)

ロ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの(山形職業能力開発専門学校)

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの(上山高等養護学校)